

## 令和8年鎌ケ谷市農業委員会第2回定例総会会議

鎌ケ谷市農業委員会会長時田將は、令和8年鎌ケ谷市農業委員会第2回定例総会を鎌ケ谷市役所地下1階団体研修室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和8年2月6日(金) 午後4時00分

### 2 農業委員

出席委員 11名

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. 古川 和昭 委員 | 2. 高橋 雅浩 委員 | 3. 川村 誠司 委員 |
| 4. 石井 晃 委員  | 5. 板橋 睦男 委員 | 6. 熊谷 弘和 委員 |
| 7. 石井 正美 委員 | 8. 奥山 喜和子委員 | 9. 時田 將 委員  |
| 10. 山田 芳裕委員 | 11. 皆川 利一委員 |             |

農地利用最適化推進委員

出席委員 5名

- |          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 大野 辰夫 委員 | 飯田 展久 委員 | 尾形 真宏 委員 |
| 鈴木 久夫 委員 | 渋谷 庄司 委員 |          |

### 3 事務局出席者

出席職員 3名

- |            |          |            |
|------------|----------|------------|
| 事務局長 市村 昌子 | 主査 浅海 一洋 | 主任主事 鈴木 庸平 |
|------------|----------|------------|

### 4 会議日程

- ・議事録署名委員の指名について
- ・議事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第2号	農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について	1件
議案第3号	農用地利用集積等促進計画について	1件
報告第1号	農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について	2件
報告第2号	農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について	3件
報告第3号	農地法第18条第6項の規定による通知について	1件
報告第4号	農地法施行規則第29条第1項に関する農地転用の届出について	1件
報告第5号	引き続き農業経営を行っている旨の証明について	2件
報告第6号	地目変更登記に係る照会に対する回答について	1件

### 5 開 会 午後4時00分

時田 議長 ただいまの出席委員は農業委員が11名で、推進委員は5名です。定数に達しておりますので、令和8年鎌ケ谷市農業委員会第2回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

時田 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に、

3番、川村誠司委員、  
4番、石井晃委員を指名いたします。

時田 議長 お諮りいたします。  
議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。  
    (「異議なし」との声多数あり)

時田 議長 ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。  
今回の現地調査班は3班です。  
古川和昭班長より総括報告をお願いいたします。

古川 班長 議長  
時田 議長 古川和昭班長  
古川 班長 3班の現地調査の報告をいたします。  
1月29日午後2時半に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、  
班員3名、時田会長、山田会長職務代理者、事務局職員3名と共に現地調査を実施しました。  
提出された案件は、農地法第3条の規定による許可申請について1件、  
農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について1件、農用地  
利用集積等促進計画について1件の合計3件です。  
2班といたしましては、いずれも許可相当と判断しましたが、皆様のご  
審議のほど、よろしくお願いいたします。  
なお、詳細につきましては班員より報告いたします。  
以上で3班の総括報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

時田 議長 それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、を  
議題といたします。

時田 議長 会議規則第10条の規定に基づき、7番、石井正美委員の退席を求めま  
す。  
    (石井委員退席)

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。  
鈴木主任主事 議長  
時田 議長 鈴木主任主事  
鈴木主任主事 議案書の3ページをご覧ください。  
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、をご説明いた  
します。  
本申請は、農業経営基盤強化促進法により貸借していたものを整理す  
るために、所有権移転を行うものです。  
申請地は、畑2筆、合計面積1,215平方メートルです。  
営農計画は、ネギの栽培を行います。

譲受人の取得後の経営面積は約2.1ヘクタールとなり、年間の従事日数は300日で、専農従事者数は4名です。

また、所有農業用機材並びに全部耕作等の許可要件については、農業経営実態証明書により確認していますので、特に問題はありません。

以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。  
大野 委員 議長  
時田 議長 大野辰夫推進委員  
大野 委員 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、をご報告いたします。

事務局において、書類審査の後、現地調査を実施しました。

現地は、畑2筆、合計面積1,215平方メートルの普通畑です。

申請理由は、事務局説明のとおりであり、また、従事日数等の許可に必要な要件も事務局説明のとおり備えています。

審査会において、継続的な営農をお願いしました。

書類審査、現地調査及び審査会の結果、問題はないものと思われま

す。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。

議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、議案第1号は可決されました。

時田 議長 7番、石井正美委員の除斥を解きます。

(石井委員着席)

時田 議長 続きまして、議案第2号農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、を議題といたします。

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

鈴木主任主事 議長

時田 議長 鈴木主任主事

鈴木主任主事 議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、をご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆、面積 1 5 平方メートルです。

当該地は、平成 2 0 年 3 月 6 日に相続で取得しています。

また、申請理由は、地目変更です。

当該地は、平成 1 年 1 1 月 3 日撮影の航空写真により 2 0 年以上前から宅地の一部の状態であったことが確認できます。かつ、この間農地法第 5 1 条の違反転用に対する処分も受けていません。

以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。

尾形 委員 議長

時田 議長 尾形真宏推進委員

尾形 委員 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、を報告します。

事務局において書類審査の後、現地調査を実施しました。

現地は、畑 1 筆、面積 1 5 平方メートルで、現況は宅地の一部となっていました。

転用後 2 0 年以上経過していることが、本証明の条件であります。事務局説明にとおり条件を満たしていることは明らかであります。

書類審査、現地調査の結果、問題はないものと思われま。

皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。

議案第 2 号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、議案第 2 号は可決されました。

時田 議長 続きまして、議案第 3 号農用地利用集積等促進計画について、を議題といたします。

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

鈴木主任主事 議長

時田 議長 鈴木主任主事

鈴木主任主事 議案書の 5 ページをご覧ください。

議案第 3 号農用地利用集積等促進計画について、をご説明いたします。本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定に

基づき、鎌ヶ谷市長より、農用地利用集積等促進計画案の意見を求められたものです。

計画は、畑2筆、合計面積4,526平方メートルの新規の賃借権で、新たに5年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者はいずれも、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。

以上です。

時田 議長

現地調査の報告を求めます。

板橋 委員

議長

時田 議長

5番、板橋睦男委員

板橋 委員

議案第3号農用地利用集積等促進計画について、を報告いたします。

現地は、畑2筆、合計面積4,526平方メートルの普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、新規の農用地利用集積等促進計画で、新たに賃借権の設定を5年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長

なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長

それでは、採決をいたします。

議案第3号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長

全員賛成により、議案第3号は可決されました。

時田 議長

以上で、本日の審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告第1号から報告第6号までを事務局から報告願います。

鈴木主任主事

議長

時田 議長

鈴木主任主事

鈴木主任主事

それでは、議案書の6ページから7ページまでをご覧ください。

報告第1号農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について2件、報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について3件の合計5件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の 8 ページをご覧ください。

報告第 3 号農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について 1 件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理いたしました。

続きまして、議案書 9 ページをご覧ください。

報告第 4 号農地法施行規則第 2 9 条第 1 号に関する農地転用の届出について 1 件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理いたしました。

続きまして、議案書 1 0 ページをご覧ください。

報告第 5 号引き続き農業経営を行っている旨の証明について 2 件につきましては、事務局において現地調査を行ったところ、いずれも農地として耕作されていたので、事務局長専決により、証明書を発行いたしました。

続きまして、議案書の 1 1 ページをご覧ください。

報告第 6 号地目変更登記に係る照会に対する回答について 1 件につきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局において現地調査を行ったところ、宅地の一部となっていましたので、事務局長専決により非農地として回答いたしました。

以上です。

時田 議長

ただいま、報告のあったとおりでございますので、ご了承願います。

時田 議長

以上で、令和 8 年鎌ヶ谷市農業委員会第 2 回定例総会を閉会いたします。皆様ご苦勞様でした。

閉会 午後 4 時 1 5 分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和 8年 3月 5日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 時田 將

鎌ヶ谷市農業委員会委員 川村 誠司

鎌ヶ谷市農業委員会委員 石井 晃